第３章
生活への支援

生活保護・生活困窮者支援

日本国憲法第 25 条は「国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定しています。

生活保護法は、憲法が保障する生存権を実現するための制度のひとつとして制定されています。その第１条には「この法律は日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」とうたわれています。

このように生活保護制度は、国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障し、さらに積極的にそれらの人々の自立の助長を図ることを目的としています。この自立の助長は、最低限度の生活の保障とともに、この制度をつらぬく大原則となっています。

また、生活困窮者自立支援制度は、我が国の経済社会の構造的変化を踏まえ、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るために生活困窮者に対して包括的な支援を行うものです。

生活困窮者の自立の尊厳の確保及び生活困窮者を通じた地域づくりを制度の目標に置いており、その具体的な特徴は、包括的な支援、個別的な支援、早期的な支援、継続的な支援、分権的・創造的な支援とされており自治体においては法に基づく事業のほか各種関連制度・機関との連携が求められています。

1　生活保護のしくみ

⑴　保護の種類と範囲

最低生活の保障は、次のように８種類の扶助から構成され、世帯個々の生活維持の必要に応じて行われます。

①　生活扶助　食費や衣類など個人の消費にあてる費用の援助と家具や光熱水費など世帯共通の消費にあてる費用などの援助

②　住宅扶助　家賃や土地代などの住宅費用の援助

③　教育扶助　学級費、給食費、教材代など義務教育に必要な費用の援助

④　介護扶助　介護等を必要とする者に対し、介護サービス（居宅介護・福祉用具・住宅改修・施設介護・移送）のために必要な費用の援助

⑤　医療扶助　病気やケガの治療に必要な費用、メガネ・松葉杖・義肢など医療上必要な治療材料の費用、入院・転医・往診時の移送に必要な費用の援助

⑥　出産扶助　出産のために必要な費用の援助

⑦　生業扶助　技術を身につけたり、仕事につくため、また高等学校等就学に必要な費用の援助

⑧　葬祭扶助　葬儀のために必要な費用の援助

さらに、一時的な需要に応じるための費用の援助として一時扶助があります。

⑵　最低生活費の基準例　（令和 4 年 4 月 1 日現在）

世帯類型 ＼ 基準額等	標準３人世帯	母子３人世帯	高齢２人世帯	高齢１人世帯
	33 歳男（無職） 29 歳女（無職） 4 歳子	30 歳女（無職） 7 歳子 2 歳子	72 歳男（無職） 67 歳女（無職）	70 歳女（無職）
生活扶助 基準生活費加算 教育扶助 住宅扶助（限度額）	141,930 円 児童 10,190 円 — 52,000 円	140,710 円 母子・児童43,980 円 3,680 円 52,000 円	115,890 円 — 48,000 円	71,690 円 — 40,000 円
合計	204,120 円	240,370 円	163,890 円	111,690 円

※ なお、平成 21 年 7 月から小、中、高校生については学習支援費が支給されています。高校生については高校就学費用が別途支給されます。

2　被保護世帯・人員等

⑴　被保護世帯数等の推移

（各年４月現在）

年　度	被保護世帯数(世帯)	保　護　人　員(人)	保　護　率(%)
平成 30	3,977	5,432	1.8
令和元	3,915	5,217	1.8
令和 2	3,897	5,141	1.7
令和 3	3,868	5,076	1.7
令和 4	3,881	5,040	1.7

⑵　世帯類型

（各年４月現在）

年　度	区　分	高齢世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯	計
平成 30	世帯数(世帯)	1,977	259	469	833	439	3,977
	比　率（%）	49.8	6.5	11.8	20.9	11.0	100.0
令和元	世帯数(世帯)	2,006	224	466	792	427	3,915
	比　率（%）	51.3	5.7	11.9	20.2	10.9	100.0
令和 2	世帯数(世帯)	2,028	227	460	761	421	3,897
	比　率（%）	52.1	5.8	11.8	19.5	10.8	100.0
令和 3	世帯数(世帯)	2,016	203	461	729	459	3,868
	比　率（%）	52.2	5.2	11.9	18.8	11.9	100.0
令和 4	世帯数(世帯)	2,023	203	465	699	491	3,881
	比　率（%）	52.2	5.2	12.0	18.0	12.7	100.0

⑶　扶助別世帯数及び人員

（各年４月現在）

年　度	区　分	生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭
平成 30	世帯数(世帯)	3,413	3,562	241	732	3,479	0	96	7
	人員（人）	4,704	4,872	345	766	4,352	0	113	7
令和元	世帯数(世帯)	3,360	3,510	217	759	3,357	0	101	5
	人員（人）	4,514	4,694	309	792	4,088	0	117	5
令和 2	世帯数(世帯)	3,350	3,494	209	792	3,118	0	73	12
	人員（人）	4,473	4,647	308	827	3,620	0	83	12
令和 3	世帯数(世帯)	3,312	3,459	181	800	3,057	0	69	5
	人員（人）	4,386	4,562	279	835	3,532	0	74	5
令和 4	世帯数(世帯)	3,327	3,446	173	828	3,013	0	51	11
	人員（人）	4,360	4,506	260	856	3,462	0	60	11

3　保護の概要

(1)　保護申請等の状況　（単位：件）

年　度	相談件数	開始件数	廃止件数
平成 29	823	408	464
平成 30	742	375	427
令和元	902	407	423
令和 2	991	420	448
令和 3	998	440	423

(2)　扶助費の執行状況

区分 ＼ 年度		平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
生　活	延人員(人)	59,766	58,411	55,624	53,702	53,702	53,250
	金額（千円）	3,045,017	2,920,121	2,700,753	2,540,633	2,540,633	2,516,786
	比率(%)	(33.5)	(31.8)	(30.4)	(30.0)	(30.0)	(29.9)
住　宅	延人員(人)	61,080	59,993	57,350	55,326	55,326	54,404
	金額（千円）	1,524,315	1,503,044	1,460,219	1,443,010	1,443,010	1,435,225
	比率(%)	(16.7)	(16.4)	(16.5)	(17.0)	(17.0)	(17.1)
教　育	延人員(人)	4,886	4,600	3,961	3,316	3,316	3,167
	金額（千円）	56,674	49,436	41,332	32,390	32,390	28,142
	比率(%)	(0.6)	(0.6)	(0.5)	(0.4)	(0.4)	(0.3)
出　産	延人員(人)	1	1	2	1	1	2
	金額（千円）	38	276	161	250	250	615
	比率(%)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
生　業	延人員(人)	2,090	1,870	1,622	1,250	1,250	1,096
	金額（千円）	38,556	36,407	26,828	19,377	19,377	17,013
	比率(%)	(0.4)	(0.4)	(0.3)	(0.2)	(0.2)	(0.2)
葬　祭	延人員(人)	81	95	96	124	124	124
	金額（千円）	18,954	21,771	19,836	23,614	23,614	22,677
	比率(%)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.3)	(0.3)	(0.3)
就労自立給付金	延人員(人)	34	49	40	37	37	42
	金額（千円）	2,414	3,197	2,726	1,744	1,744	1,936
	比率(%)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
進学準備給付金	延人員(人)			22	19	19	10
	金額（千円）			3,200	2,900	2,900	1,200
	比率(%)			(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
施　設	延人員(人)	329	395	347	393	393	423
	金額（千円）	71,103	75,867	68,417	76,809	76,809	83,975
	比率(%)	(0.8)	(0.8)	(0.8)	(0.9)	(0.9)	(1.0)
医　療	延人員(人)	54,265	53,449	50,390	42,426	42,426	41,882
	金額（千円）	4,204,073	4,418,407	4,391,322	4,181,605	4,181,605	4,167,690
	比率(%)	(46.2)	(48.1)	(49.5)	(49.5)	(49.5)	(49.5)
介　護	延人員(人)	8,356	9,429	9,598	9,850	9,850	10,261
	金額（千円）	142,984	150,170	158,626	143,010	143,010	141,713
	比率(%)	(1.6)	(1.7)	(1.8)	(1.7)	(1.7)	(1.7)
合　計	延人員(人)	191,270	188,292	179,052	166,443	166,443	164,661
	金額（千円）	9,100,480	9,178,696	8,873,420	8,465,342	8,465,342	8,416,972
	比率(%)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
延世帯数（世帯）		48,355	48,167	47,148	46,999	46,608	46,608
延人員数（人）		67,067	66,197	63,503	62,127	61,172	60,612

4　生活困窮者支援の概要

(1)　生活困窮者自立相談支援事業

（単位：件）

生活困窮者からの相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげています。

また、関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援等を行っています。

年　度	相談件数
平成 29	310
平成 30	320
令和 元	272
令和 2	1,341
令和 3	1,056

(2)　住居確保給付金

（単位：件）

離職・廃業又は個人の責に帰すべき理由・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少したことにより住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の方に対して、有期で家賃相当額を支給します。

年　度	支給件数
平成 29	1
平成 30	1
令和 元	2
令和 2	64
令和 3	21

(3)　生活困窮者家計改善支援事業

（単位：件）

失業や債務問題等を抱える生活困窮者に対して、家計の再建に向け、家計収支全体の改善を図る観点から、家計管理に関する相談に応じ、家計管理に係る指導、公的貸付機関の紹介等の支援を行っています。

年　度	申込件数
平成 29	3
平成 30	4
令和 元	14
令和 2	1
令和 3	4

(4)　生活困窮者一時生活支援事業

（単位：人）

住居のない生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の方に対して、一定期間、宿泊場所の提供等を行っています。

年　度	利用人数
平成 29	2
平成 30	3
令和 元	1
令和 2	1
令和 3	2

(5)　生活困窮者学習・生活支援事業

（単位：人）

生活困窮及び生活保護受給世帯の子どもに対する学習支援や保護者への進学助言等を行っています。

年　度	登録者数
平成 29	40
平成 30	41
令和 元	46
令和 2	37
令和 3	37

(6)　生活困窮者就労準備支援事業

生活リズムが崩れている等就労に向けた準備が必要な生活困窮者を対象として、一般就労の準備としての基礎能力形成に向けて、計画的かつ一貫した支援を行っています。

（単位：人）

年　度	利用人数
平成 30	2
令和 元	12
令和 2	9
令和 3	2

5　法外援護事業の状況

生活保護世帯生活福祉資金貸付事業

被保護世帯および生活保護申請世帯が臨時的に出費を要する場合等に貸し付けています。

（単位：件・円）

年　度	貸付延人員	貸付延金額
平成 29	354	5,027,000
平成 30	313	4,361,000
令和 元	266	3,913,000
令和 2	308	4,571,000
令和 3	316	4,787,000

6　行旅死亡人等の援護

⑴　行旅死亡人の援護

行旅途中で死亡し引取者がない場合に、縁故者にかわって、死亡人の葬祭執行、遺留金品の保管処分等その他必要な援護を行っています。

（単位：件・円）

年　度	取扱件数	金　額
平成 29	1	243,540
平成 30	0	0
令和 元	0	0
令和 2	2	471,248
令和 3	1	208,503

⑵　旅費困窮者の一時保護

旅費困窮者に対し、隣接市までの旅費（乗車券）を一時的に援護しています。

（単位：件・円）

年　度	取扱件数	金　額
平成 29	52	19,580
平成 30	59	22,630
令和 元	45	17,120
令和 2	51	20,120
令和 3	43	18,290

国民健康保険

国民健康保険は、他の医療保険に加入していない市民などを対象として、病気、ケガ、出産及び死亡の場合に保険給付を行う社会保険制度です。

私たちは、毎日元気で暮らしたいと思っていますが、いつ、どこで病気やケガになり費用がいくらかかるかわかりません。

国民健康保険は「もしも・・・」の時に安心して医療が受けられるように、「加入者の皆さんが出し合う保険料」と「国や県・市からの公費など」により医療費をまかなう助け合いの制度です。

1　被保険者

日本では国民皆保険制度により、すべての国民には公的な医療保険への加入が義務づけられています。よって、職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している場合や、生活保護を受けている場合を除き、すべての人（※）は国民健康保険（以下「国保」という。）に加入しなければなりません。

国保に加入している人が明石市に転入した場合や、退職や被扶養者の認定の取り消しなどの理由で、職場の健康保険の資格がなくなったことにより国保に加入しなければならない場合、世帯主は事由が発生した日から 14 日以内に届出しなければなりません。

なお、届出が遅れると、明石市に転入した日や職場の健康保険の資格がなくなった日まで遡って加入することとなり、最長で２か年度前からの保険料を納めなければなりません。

また、国保に加入している人が市外に転出する場合や職場の健康保険に加入した場合、世帯主は国保の脱退を届出しなければなりません。

※住民基本台帳法の適用となる外国籍の人（医療や観光等を目的として入国した人などは除く）を含む。

《世帯数及び被保険者数》

	世帯数	被保険者数	（再掲）未就学児	（再掲）前期高齢者	（再掲）70 歳以上
平成 29 年度	39,739 世帯	63,146 人	1,654 人	29,219 人	14,142 人
平成 30 年度	38,750 世帯	60,717 人	1,576 人	28,448 人	14,830 人
令和元年度	37,650 世帯	58,389 人	1,523 人	27,533 人	15,447 人
令和 2 年度	37,451 世帯	57,605 人	1,488 人	27,237 人	16,256 人
令和 3 年度	37,458 世帯	57,116 人	1,409 人	27,197 人	16,988 人

2　保険料

国保に加入した人は、必ず国民健康保険料（以下「国保料」という。）を納付しなければなりません。国保料は世帯単位で賦課され、世帯主が納付義務を負います。

⑴　保険料の計算方法

医療分、支援分、介護分ごとに①～③を被保険者数、加入月数に応じて計算し、その合計が保険料となります。ただし、賦課限度額が保険料の上限となります。

①　所得割 …… 前年中の基準総所得金額×料率

②　均等割 …… 世帯の加入者数に応じて計算される額

③　平等割 …… １世帯当たりの額

《料率一覧》

		応能割	応益割		賦課限度額（円）
		①所得割（%）	②均等割（円）	③平等割（円）	
2018年度	医療分	6.84	27,100	19,220	540,000
	支援分	2.60	10,430	7,860	190,000
	介護分	2.28	11,300	5,500	160,000
2019年度	医療分	6.84	27,100	19,220	580,000
	支援分	2.60	10,430	7,860	190,000
	介護分	2.28	11,300	5,500	160,000
2020年度	医療分	6.84	27,100	19,220	610,000
	支援分	2.60	10,430	7,860	190,000
	介護分	2.28	11,300	5,500	170,000
2021年度	医療分	6.84	27,100	19,220	630,000
	支援分	2.60	10,430	7,860	190,000
	介護分	2.28	11,300	5,500	170,000
2022年度	医療分	6.84	27,100	19,220	650,000
	支援分	2.60	10,430	7,860	200,000
	介護分	2.28	11,300	5,500	170,000

⑵　保険料の納付方法及び納期

①　保険料の納付方法

・普通徴収（口座振替や納付書払いで納付する方法）

・特別徴収（年金からの天引きで納付する方法）

②　保険料の納期

１年間（４月から翌年３月）の保険料について、普通徴収は７月（第１期）～翌年３月（第９期）の９回に分けて納めます。保険料決定通知書及び納付書は７月に送ります。

特別徴収は４月（特別徴収１期）から翌年２月（特別徴収６期）の６回に分けて世帯主の年金から天引きします。

なお、年度途中から加入の世帯は、資格取得月からの保険料を届出の翌月から３月までに分けて納めます（前年度以前分は届出日の翌月の１回払いとなります）。保険料の納期は、次のとおりです。

《普通徴収の納期限》

期別	納期限
第１期	７月末日
第２期	８月末日
第３期	９月末日
第４期	10月末日
第５期	11月末日
第６期	12月28日
第７期	１月末日
第８期	２月末日
第９期	３月末日

《特別徴収の徴収月》

期別	徴収月
特別徴収１期	４月
特別徴収２期	６月
特別徴収３期	８月
特別徴収４期	10月
特別徴収５期	12月
特別徴収６期	２月

＊納期限が金融機関の休業日の場合は、翌営業日になります。

⑶　保険料収納率

（現年度決算）

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
普通徴収	調定額(千円)	5,519,051	5,177,337	4,996,116	4,926,823	4,893,958
	収入額(千円)	5,189,048	4,862,295	4,686,880	4,665,679	4,653,866
	収納率(%)	94.02	93.91	93.81	94.70	95.09
特別徴収	調定額(千円)	274,147	246,058	236,842	246,363	241,935
	収入額(千円)	274,147	246,058	236,842	246,363	241,935
	収納率(%)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
合計	調定額(千円)	5,793,198	5,423,395	5,232,958	5,173,186	5,135,893
	収入額(千円)	5,463,195	5,108,353	4,923,722	4,912,042	4,895,801
	収納率(%)	94.30	94.19	94.09	94.95	95.32

3　保険給付

国民健康保険では、次のような給付が受けられます。

⑴　療養の給付（療養給付費）

病気やケガで診療を受けるときは、医療機関の窓口で保険証を提示すれば、医療に要した費用の１割から３割を一部負担金として支払うだけで、残りの医療費は国保で負担します。

※　国保で受けられない治療としては次のものがあります。

①　正常な妊娠、出産

②　歯列矯正

③　美容整形

④　健康診断、予防接種

⑤　交通事故等によるケガ（第三者行為）

⑥　仕事中のケガ(労災保険)

⑵　その他の給付

①　入院時食事療養費の給付

入院中の食事については標準負担額(食事代)を支払うだけで、残りは国保から支払われます。市民税非課税世帯の場合は限度額適用・標準負担額減額認定証の医療機関への提示または申請により減額を受けることができます。

②　療養費の支給

急病で保険証を持たずに診療を受けたときなど、費用の全額を支払った場合は、後日申請により保険適用された額の７割から８割が支給されます。

③　高額療養費の支給

医療機関窓口での支払いが自己負担限度額を超えた世帯は、申請をして認められると、その超えた部分が高額療養費として支給されます。

なお、入院時の食事代や差額ベッド代など保険適用外の医療費は合算できません。

④　高額介護合算療養費の支給

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、国保と介護保険の両方の自己負担（年間）を合算して、その額が高額介護合算の限度額（年間）を超えた場合は、超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

⑤　出産育児一時金の支給

被保険者が出産したときは、出生児１人につき下記（※）を限度に支給されます。

※出産育児一時金支給額

出産年月日	産科医療補償制度	
	対象	対象外
令和４年１月１日から 令和５年３月 31 日まで	42 万円	40 万８千円
令和３年 12 月 31 日以前	42 万円	40 万４千円

⑥　葬祭費の支給

被保険者が死亡したときは、葬儀を行った人（喪主）に５万円が支給されます。

⑦　移送費の支給

緊急時などやむを得ない事情で、医師の意見書により移送を必要としたとき、申請することにより国保が必要と認めた範囲が移送費として支給されます。

⑧　傷病手当金の支給

給与等の支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われ、労務に服することができないときに傷病手当金が支給されます。

⑨　人間ドック検診費用の助成制度

35 歳から 74 歳までの被保険者を対象に人間ドック検診費用の助成を行っています（定員 700 人）。

《給付状況一覧表》

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
① 高額療養費						
	件数(件)	41,416	46,041	49,759	49,825	53,619
	支給額(千円)	2,381,423	2,499,436	2,443,171	2,385,696	2,507,080
② 高額介護合算療養費						
	件数 (件)	134	61	90	78	87
	支給額 (千円)	2,211	947	1,757	1,727	2,586
③出産育児一時金						
	件数(件)	270	233	207	180	198
	給付額(千円)	113,128	97,668	86,700	75,392	82,936
④葬祭費						
	件数(件)	385	357	359	342	381
	給付額(千円)	19,250	17,850	17,950	17,100	19,050
⑤療養給付費						
	件数(件)	1,143,639	1,112,550	1,081,822	985,374	1,041,017
	費用額(千円)	24,248,890	23,919,225	23,392,429	22,242,985	23,453,126
	給付額(千円)	17,737,818	17,529,128	17,198,695	16,392,106	17,328,040
⑥療養費等						
	件数(件)	32,867	30,677	29,665	26,448	28,422
	費用額(千円)	291,566	272,097	252,945	247,760	262,799
	給付額(千円)	213,205	199,231	185,595	181,812	193,132

《給付状況一覧表 (⑦療養諸費[⑤＋⑥])》

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
費用額(千円)	24,540,456	24,191,323	23,645,375	22,490,745	23,715,925
給付額(千円)	17,951,023	17,728,358	17,384,290	16,573,917	17,521,171
件数(件)	1,176,506	1,143,227	1,111,487	1,011,822	1,069,439
1人当たり費用額(円)	388,630	398,428	404,963	390,430	415,224
1人当たり給付額(円)	284,278	291,983	297,732	287,717	306,765
1件当たり費用額(円)	20,859	21,161	21,274	22,228	22,176
1件当たり給付額(円)	15,258	15,507	15,641	16,380	16,384

戦傷病者・戦没者遺族等の援護

戦傷病者･戦没者の遺族に対しては、恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法などによる給付が行われています。

市では、これらの権利の失権防止に努めるとともに、恩給法に基づくものを除いた各種請求の進達事務等を行っています。

１　戦没者の遺族援護

軍人、軍属が公務傷病により死亡したとき、その遺族に対して、公務扶助料あるいは遺族年金などが支給されます。また、戦没者の妻及び子も孫もいない父母に対して特別給付金が支給されます。なお、公務扶助料などの受給権者がいなくなった遺族には、特別弔慰金が支給されます。

２　戦傷病者等の援護

旧軍人、準軍人、軍属等が公務上の傷病により障害を有することとなった場合は、増加恩給、傷病年金、傷病賜金、特別傷病恩給又は障害年金が支給されます。また、戦傷病者等の妻等に特別給付金が支給されます。

３　戦没者を追悼し平和を祈念する日の行事

本市の戦没者及び戦災死没者の霊を弔うため、毎年８月１５日に市内５か所の忠魂碑に参拝し、冥福を祈っています。

また、市民、市内の各施設に対し、半旗の掲揚、正午１分間の黙とうを呼びかけ、戦没者、戦災死没者の冥福を祈り、追悼を行っています。

忠　魂　碑	場	所
中　崎　忠　魂　碑	相生町１丁目９	中　崎　遊　園　地
林　忠　魂　碑	宮の上５－１	林　神　社　内
大久保忠魂碑	大久保町大久保町９１０	住　吉　神　社　内
魚　往　忠　魂　碑	魚住町西岡５００－１	魚住市民センター
二　見　忠　魂　碑	二見町東二見１３２４－１	御　厨　神　社　内

４　戦没者及び戦災死没者追悼式

毎年市主催による戦没者、戦災死没者の追悼式（「明石市平和祈念式典（戦没者追悼式）」）を、明石市民会館中ホールで、実施しています。

なお、２０２２年度は、２０２２年６月１１日に実施しました。

（戦没者数２，６４６人、戦災死没者数１，４９６人）

国民年金

国民年金は、すべての国民を対象として、老齢・障害・死亡について年金を支給し、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としています。

国民年金のしくみ

1　被保険者

国民年金に必ず加入しなければならない人は、日本国内に住所がある 20 歳以上 60 歳未満の人です。

被保険者は次の３種類となります。

⑴　第１号被保険者

日本国内に住所のある 20 歳以上 60 歳未満の自営業者と、その被扶養配偶者・学生・フリーターなど。

⑵　第２号被保険者

厚生年金保険や共済組合の加入者

⑶　第３号被保険者

厚生年金保険や共済組合の加入者に扶養されている配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の人。

＊　任意加入被保険者

・老齢（退職）年金の受給権者で 20 歳以上 60 歳未満の人
・海外に在住している 20 歳以上 65 歳未満の日本人
・日本国内に住所がある 60 歳以上 65 歳未満の人

＊　任意加入被保険者の特例

・昭和 40 年４月１日以前に生まれた人で、日本国内に住所がある 65 歳以上 70 歳未満の人、または日本人で国内に住所がない 65 歳以上 70 歳未満の人
（ただし、老齢基礎年金の受給資格を満たしている人を除く）

加入されると第１号被保険者として取り扱われます。

《加入状況》　（各年度末現在/単位：人）

区分 / 年度	第１号被保険者		３号被保険者	合　計
	強制加入者	任意加入者		
平成 29	33,155	425	25,963	59,543
平成 30	32,786	401	25,634	58,821
令和元	32,264	410	25,065	57,739
令和 2	32,559	405	24,363	57,327
令和 3	32,403	510	23,862	56,775

2　保険料

国民年金は保険料を 20 歳から 60 歳に達するまでの 40 年間、納めることになっています。老齢基礎年金を受けるためには、この間に最低 10 年間以上の保険料を納めることが必要です。（平成 29 年７月までは 25 年間）

第１号被保険者の保険料は年齢、性別、所得に関係なく全国一律です。

・定額保険料　令和４年４月から　　１か月　16,590 円

・付加保険料（第１号被保険者で希望する人）１か月　　400 円

保険料の納付については、平成 22 年１月から日本年金機構が納付書の送付、口座振替等の事務を行っています。

⑴　保険料の免除制度等

第１号被保険者の人（強制加入被保険者に限る）で、所得が低く保険料を納めるのが困難な人は、下記の６種類の免除制度等がありますので、国民年金の窓口へ申請してください。

①　全額免除

保険料を納付することが経済的に困難な場合に申請し、本人と配偶者、世帯主の所得状況の審査の結果、承認を受けると保険料の納付が免除されます。この場合、年金を受けるための資格期間には算入されますが、免除期間の年金額は２分の１（平成 21 年３月までは３分の１）に減額されます。しかし 10 年以内であれば遡って保険料を納めること（追納）ができます。

②　４分の３免除

保険料を全額納めることは難しいが、一部でも納めたい場合に申請し、本人と配偶者、世帯主の所得状況の審査の結果、承認を受けると保険料の４分の３が免除されます。この場合全額免除と異なるところは、免除期間の年金額が８分の５（平成 21 年３月までは２分の１）となります。ただし、この制度は４分の１の保険料を納めないと未納として扱われます。

③　半額免除

保険料を全額納めることは難しいが、半額でも納めたい場合に申請し、本人と配偶者、世帯主の所得状況の審査の結果、承認を受けると保険料が半額免除されます。この場合全額免除と異なるところは、免除期間の年金額が４分の３（平成 21 年３月までは３分の２）となります。ただし、この制度は半額の保険料を納めないと未納として扱われます。

④　４分の１免除

保険料を全額納めることは難しいが、一部でも納めたい場合に申請し、本人と配偶者、世帯主の所得状況の審査の結果、承認を受けると保険料

の４分の１が免除されます。この場合全額免除と異なるところは、免除期間の年金額が８分の７（平成 21 年３月までは６分の５）となります。ただし、この制度は４分の３の保険料を納めないと未納として扱われます。

⑤　納付猶予制度

50 歳未満の方が申請し、本人と配偶者の所得状況の審査の結果、承認を受けると保険料の納付が猶予されます。承認された期間は年金を受けるための期間には算入されますが、追納をしなければ年金額には算定されません。

⑥　学生納付特例制度

学生で本人の所得が一定以下の場合、申請し承認を受けると保険料の納付を要しません。承認された期間は年金を受けるための期間には算入されますが、追納をしなければ年金額には算定されません。

３　給付の種類

国民年金では、全国民に共通する給付として、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を支給します。

また、第１号被保険者の独自給付として、付加年金、寡婦年金、死亡一時金を支給します。

⑴　老齢基礎年金

大正 15 年４月２日以降に生まれた人に適用されます。

保険料を納めた期間（保険料の免除期間を含む）が 10 年以上ある人が、65 歳に達したときに受けられるのが老齢基礎年金です。

老齢基礎年金の年金額（令和４年度）

20 歳から 60 歳に達するまでの 40 年間がすべて保険料納付済期間である場合

年額＝777,800 円

＊　老齢基礎年金の計算式（平成２１年３月までの期間）

$$777{,}800\text{円} \times \frac{(\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料４分の１免除月数}) \times 5/6 + (\text{保険料半額免除月数}) \times 2/3 + (\text{保険料４分の３免除月数}) \times 1/2 + (\text{保険料全額免除月数}) \times 1/3}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

（昭和 16 年４月２日以降生まれの人の加入可能年数は、40 年となります。）

＊　老齢基礎年金の計算式（平成２１年４月からの期間）

$$777{,}800\text{円} \times \frac{(\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料４分の１免除月数}) \times 7/8 + (\text{保険料半額免除月数}) \times 3/4 + (\text{保険料４分の３免除月数}) \times 5/8 + (\text{保険料全額免除月数}) \times 1/2}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

（昭和 16 年４月２日以降生まれの人の加入可能年数は、40 年となります。）

《老齢基礎年金受給状況》（各年度末状況/単位：人・円）

区分 年度	受給権者数	受 給 年 金
平成 29	71,775	46,793,860,101
平成 30	73,278	47,809,947,275
令和 元	74,232	48,560,586,767
令和 2	75,107	49,337,794,647
令和 3	75,627	49,740,855,349

⑵ 障害基礎年金

原則として国民年金加入中に、病気やケガで障害者になったとき、また20歳前の病気やケガによって障害者になった場合に(20歳から)障害基礎年金が支給されます。

＊ 支給が受けられる要件

・ 初診日の前々月までに加入期間の３分の２以上の保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)があること。

※ただし初診日が令和８年３月末までにある場合は、初診日の月の前々月までの直近１年間に未納期間がなければよいことになっています。

・ 障害認定日に政令で定められている障害等級表の１級又は２級の障害の状態になっていること。

《障害基礎年金の年金額》（令和４年度）

等 級	年 額
１級障害	972,250 円
２級障害	777,800 円

また、障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている 18 歳到達後、最初の３月 31 日までの子（障害者は 20 歳未満の子）があるときは、次の額が加算されます。 （令和４年度）

加算対象の子	年額（１人につき）
１人目・２人目	223,800 円
３人目以降	74,600 円

《障害基礎年金受給状況》（各年度末状況/単位：人・円）

区分 年度	受給権者数	受給金額
平成 29	4,110	3,516,706,750
平成 30	4,243	3,629,289,025
令和元	4,393	3,755,535,125
令和 2	4,530	3,878,842,150
令和 3	4,660	3,981,861,625

⑶　遺族基礎年金

国民年金加入中の死亡、または老齢基礎年金を受ける資格期間を満たした人が死亡したときには、遺族基礎年金が支給されます。

＊　支給が受けられる要件（以下の①～④のいずれかの要件を満たしている人）

次の要件にあてはまる人が死亡した場合に、その人によって生計を維持されていた子のある配偶者または、子（18歳到達後最初の３月31日までの子、あるいは障害年金の１級，２級障害のある20歳未満の子）に支給されます。

①　国民年金の被保険者である間に死亡したとき。
②　国民年金の被保険者であった人で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満の人が死亡したとき。
③　老齢基礎年金の受給権者であった人が死亡したとき。
④　老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡したとき。

ただし、①・②の場合、死亡の前日において被保険者期間のうち保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が３分の２以上必要です。なお、令和８年３月31日以前に死亡した場合は、特例として死亡日の属する月の前々月までの１年間に未納期間がなければよいこととなっています。

《遺族基礎年金の年金額》　（令和４年度）

子　の　数	子のある配偶者に支給される年金額（年額）	子のみの場合に支給される年金額（年額）
１人のとき	1,001,600円	777,800円
２人のとき	1,225,400円	1,001,600円
３人目以降のとき	１人につき74,600円を加算	１人につき74,600円を加算

（注）子１人あたりの年金額は、表中「年金額」欄の額を子の数で割った額になります。

《遺族基礎年金受給状況》（各年度末状況/単位：人・円）

区分／年度	受給権者数	受給金額
平成29	466	367,751,414
平成30	485	379,987,518
令和元	485	380,749,100
令和２	352	384,610,400
令和３	453	358,536,613

⑷　第１号被保険者の独自給付

①　付加年金

付加年金は、付加保険料を納めたことがある人が、老齢基礎年金の受給権を得たときに老齢基礎年金に加算して支給されます。

付加年金の年金額は、次の式によって計算されます。

・ 200 円　×　付加保険料納付月数

②　寡婦年金

第１号被保険者として保険料の納付済期間と免除期間を合計して 10 年以上（平成 29 年 7 月 31 日以前の死亡の場合は 25 年以上）ある夫が老齢基礎年金などを受けずに死亡したとき、その夫と継続して婚姻（事実上の婚姻状態を含む）していた期間が 10 年以上あり、死亡当時に妻が生計を維持されていた場合、妻に対して 60 歳の翌月から 65 歳になるまでの間支給されます。

年金額は、夫が受けることができたはずの老齢基礎年金の額の４分の３です。

③　死亡一時金

第１号被保険者として保険料を３年以上納めた人が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けないで死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。

《死亡一時金の額》　（単位：円）

保険料納付済期間	金　額
３年以上 15 年未満	120,000
15 年以上 20 年未満	145,000
20 年以上 25 年未満	170,000
25 年以上 30 年未満	220,000
30 年以上 35 年未満	270,000
35 年以上	320,000

（注）　付加保険料納付期間が３年以上あるときは、8,500 円が加算されます。

４　その他（旧国民年金法による給付）

⑴　老齢年金

大正15年４月１日以前に生まれた人で、保険料を納付した期間と免除した期間が、その人の生年月日に応じて一定年数以上ある人が、65 歳になったときに支給されます。

《受給状況》　（各年度末状況/単位：人・円）

区分／年度	受給権者数	受給金額
平成 29	680	353,852,066
平成 30	571	297,185,238
令和元	646	154,435,428
令和 2	396	205,350,766
令和 3	322	165,732,022

⑵　通算老齢年金

大正 15 年４月１日以前に生まれた人で、会社員、公務員、自営業などと職業がかわったような場合は、それぞれ厚生年金保険、共済組合、国民年金というように各

《受給状況》　（各年度末状況/単位：人・円）

区分／年度	受給権者数	受給金額
平成 29	929	216,520,821
平成 30	775	181,255,955
令和　元	469	243,788,858
令和　2	357	92,813,918
令和　3	287	74,261,334

種の公的年金制度に加入することになります。

しかし、ひとつの年金制度で老齢（退職）年金を受ける受給資格期間を満たさなくても、各制度の加入期間を合わせて一定期間以上になれば、それぞれの制度から通算老齢(退職)年金を受けられることになっています。

⑶　障害年金

障害認定日が昭和 61 年３月 31 日以前である人が、一定の納付要件を満たしている場合に支給されます。

《受給状況》　（各年度末状況/単位：人・円）

区分 年度	受給権者数	受給金額
平成 29	52	43,251,150
平成 30	47	39,159,825
令和 元	42	34,909,475
令和 2	35	29,118,325
令和 3	32	26,745,825

⑷老齢福祉年金

拠出制の年金が中心になっている国民年金制度は、昭和 36 年４月１日に発足しましたが、当時すでに高年齢に達していた人は、拠出年金を受けるための受給資格期間を満たすことができませんので、無拠出の老齢福祉年金が支給されます。

《受給状況》　（各年度末状況/単位：人・円）

区分 年度	受給権者数	受給金額
平成 29	0	0
平成 30	0	0
令和 元	0	0
令和 2	0	0
令和 3	0	0

＊　支給を受ける要件

明治 44 年４月１日以前に生まれた人が 70 歳になったとき

5　特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に未加入であったため、障害基礎年金などの受給資格のない障害者に対して、福祉的措置として特別障害給付金が支給されます。

＊　支給が受けられる要件

次の要件にあてはまる障害基礎年金１・２級相当の障害に該当し、障害を原因とする年金給付を受給していない人に特別障害給付金が支給されます。

①　生年月日が昭和 41 年４月１日以前で、20 歳から昭和 61 年３月 31 日までの期間に初診日があり、そのときに被用者年金制度加入者などの配偶者であった。

②　生年月日が昭和 46 年４月１日以前で、20 歳から平成３年３月 31 日までの期間に初診日があり、そのときに任意加入対象の学生であった。

《特別障害給付金の給付額》（令和４年度）

等　級	月　額
１級障害	52,300 円
２級障害	41,840 円

※本人の所得や老齢基礎年金などの他の公的年金の受給状況によって支給が制限されます。
※経過的福祉手当との併給はできません。

災害の援助

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象により、一つの市町の区域内において住居の滅失世帯が５世帯以上発生した災害及び県の区域内で災害救助法が適用された災害等で死亡した人に災害弔慰金を支給し、当該災害により負傷し、または疾病にかかり治ったとき(その疾病が固定したときを含む。）に一定の障害がある人に災害障害見舞金を支給し、災害救助法が適用され世帯主が負傷し、１か月以上の治療及び住居に全半壊等の被災があった場合に、災害援護資金の貸付を行っています。

また、市内で 10 世帯以上の全壊被害が発生した場合、被災者生活再建支援金が支給されます。

さらに、本市区域内で発生した、これらの異常な自然現象による災害やその他災害による被災者に対し、災害見舞金等の支給を行っています。

1　災害弔慰金

（令和４年４月１日現在）

区　　分	金　額
死亡者が死亡当時において主たる生計維持者であった場合	500 万円
上記以外の場合	250 万円

2　災害障害見舞金

（令和４年４月１日現在）

区　　分	障害者１人当たりの支給限度額
障害者となった者が、その原因となった傷病発生時に主たる生計維持者である場合	250 万円
上記以外の場合	125 万円

3　災害援護資金

貸付限度額　（令和４年４月１日現在）

被害の種類及び程度	１世帯当たりの貸付限度額	
	世帯主におおむね１か月以上の療養を要する負傷がある場合	世帯主におおむね１か月以上の療養を要する負傷がない場合
家財の価格のおおむね３分の１未満の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150 万円	－
家財の価格のおおむね３分の１以上の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250 万円	150 万円
住居が半壊した場合	270 万円 （350 万円）	170 万円 （250 万円）
住居が全壊した場合	350 万円	250 万円 （350 万円）
住居の全体が滅失又は流失した場合	－	350 万円

※　（　）内は、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合の限度額

貸付けの条件　貸付利率　　据置期間〔３年（規則で定める場合は５年）〕無利子
　　償還方法　　償還期間　10 年　　月賦償還

4　被災者生活再建支援金

支給額（定額）　　（令和４年４月１日現在）

区　分		複数世帯	単数世帯
全　　壊	再建	300万円	225万円
	補修	200万円	150万円
大規模半壊	再建	250万円	187.5万円
	補修	150万円	112.5万円

5　災害見舞金

（令和４年４月１日現在）

	被害状況	世帯構成	支給金額
災害見舞金	住家の全壊･全焼又は流失	単身世帯	２万円
		２人以上の世帯	４万円
	住家の半壊又は半焼	単身世帯	１万円
		２人以上の世帯	２万円
	住家にかかる床上浸水	１世帯につき	１万円
災害弔慰金	死亡１人につき		３万円

6　災害見舞金等取扱件数

（単位：円）

項目／年度	発生件数	被災世帯	人員	内訳 全焼（壊）	内訳 半焼（壊）	内訳 床上浸水	災害弔慰金支給額	災害見舞金支給額	計
平成 29	5	18	36	18	0	0	150,000	540,000	690,000
平成 30	5	5	8	4	1	0	30,000	140,000	170,000
平成 31	5	7	12	6	1	0	0	200,000	200,000
令和 2	5	5	10	4	1	0	0	180,000	180,000
令和 3	5	5	6	5	0	0	0	120,000	120,000

7　日本赤十字社による災害見舞品の支給

⑴　災害見舞金の支給

災害救助法の適用を受けていない災害により死亡した方の遺族に対し、死亡者１名につき 20,000 円を支給

⑵　救援物資の支給

災害に対する警戒による避難者や被災直後の生活困難者を対象に、救援物資を必要とされる方へ毛布と緊急セットを支給